

福井県デジタル放送推進のための行動計画

平成21年3月31日

地上デジタル放送受信対策福井県連絡調整会議

I はじめに

平成20年12月1日、地上デジタル放送推進全国会議では、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一丸となって国をあげて取り組むべき課題である地上テレビ放送のデジタル化を強力に推進していくための基本計画「デジタル放送のための行動計画（第9次）」（以下、「第9次行動計画」）を策定・公表した。

第9次行動計画で示された「地域レベルでの推進体制の拡充及び推進計画」を受けて、地上デジタル放送受信対策福井県連絡調整会議（以下、「福井県連絡調整会議」）では、今後の福井県内の地上デジタル放送の普及推進に関する基本的考え方、各構成員が取り組むべき事項等を本行動計画として取りまとめた。

II 基本的考え方及び推進方策

福井県内では平成18年5月、福井市とその一部周辺で地上デジタル放送が開始されて以来、関係者の努力により地上デジタル放送の普及推進が図られてきた。

しかし、アナログ放送が終了する平成23年7月まで2年半を切り、残りの短い期間で多岐に亘る課題を解決して、アナログ放送を視聴している県内の全ての家庭でデジタル放送を視聴することができるようにするためには、関係者が一丸となって一層の取り組み強化を図る必要がある。

今後の取り組みにあたっては、以下の1から3までの3点を柱として、地域の実情に即したきめ細かい施策を推進していくことが必要であることから、県内の市町ごとに進捗状況や課題を明らかにして、関係者が共通の情報・認識・課題・スケジュール感をもって、具体的な取り組み強化を図ることとする。

1 県民受信者に理解・行動して頂くこと

これまでの関係者による周知広報活動の結果、アナログ放送が終了することや終了する時期についての認知度は高まってきているが、この認知度の高まりをデジタル放送の受信対応につなげていく活動が必要である。

このため、①市町の自治会、高齢者団体、社会福祉団体等、既存の団体単位での説明会の開催や、高齢者宅等への戸別訪問での説明・サポート(資料1参照)、②放送事業者やケーブルテレビ事業者による放送を通じての周知広報及び自治体広報誌等による周知広報、③関係団体による周知広報及び受信者支援の各種取組みなどを通じて、デジタル放送を受信するためには具体的にどうすればいいのかを理解していただき、実際にデジタル化対応をしていただく取組みが必要である。

さらに、福井県内ではケーブルテレビの普及が進んでいることから、関係者による連携も重要である。

また、受信機器の普及は、昨年9月末時点での全国の調査では、デジタル放送対応受信機器の普及台数は目標(約3990万台)に対して4113万台と上回っているものの、普及世帯数は目標(約2600万世帯:50%)に対して2350万世帯{46.9%(本年1月の緊急速報値でも49.1%)}であり目標を下回っている状況にある。県内の世帯普及率の数値は集計・公表されていないが、同様の傾向にあることが推測される。

第9次行動計画では、この普及世帯数を当初の普及目標に到達させることが最重点課題となっているが、福井県内においても、第9次行動計画における平成21年12月末時点における世帯普及率77%(全国)の達成に資するように取り組むとともに、県内の普及世帯数(普及率)の把握及び目標設定について、今後検討を進めることとする。

なお、悪質商法への対応については、第9次行動計画を踏まえつつ、福井県連絡調整会議のもとにワーキンググループ等により関係団体間の連絡系統と対応を明確にすると共に、事案の未然防止等に努める。

2 共聴施設改修等の受信側対策

共聴施設の改修は、機器の確認・調整や一部改修等が必要となり、関係者間で合意することが必要であることなどから、その対応に時間を要する。

受信者、自治体や関係団体等からの情報による現状把握と対応目標を設けてデジタル化改修を促す取組みを行わないとアナログ放送終了期日までに間に合わなくなる恐れがあり、最重要施策の一つとして取り組む必要がある。

(1) 辺地共聴施設(自主共聴施設) 数値は平成21年2月末現在の情報

県内の辺地共聴施設は83施設あり、そのうちデジタル化対応済み施

設は24施設(廃止を含む)(対応率:28.9%)となっている。一方、デジタル化改修について未定・未把握の施設が33施設となっており、この取り組みは喫緊の課題である。

第9次行動計画の当面の目標値である平成22年3月時点においてデジタル化改修率64%を目標に、NHKの技術支援を受けるように奨めるなど、管理組合等への情報提供と働きかけを一層強化する。

(2) 受信障害対策共聴施設 数値は平成21年2月末現在の情報

県内の受信障害対策共聴施設は212施設あり、そのうちデジタル化対応済施設は62施設(廃止数を含む)(対応率:29.2%)となっている。

第9次行動計画の当面の目標値である平成22年3月時点におけるデジタル化改修率50%を目標に、平成21年度からの支援策を活用して施設管理者等への情報提供と働きかけや未把握施設の情報収集等を一層強化する。

(3) 集合住宅共聴施設

県内の集合住宅(4階建以上)の施設数については、1433施設*存在する。デジタル化改修数については未把握のため、その把握に努めるとともに、第9次行動計画の当面の目標値である平成22年3月時点におけるデジタル化改修率85%を目標に、小規模集合住宅を含め、関係者と連携した施設管理者への情報提供と働きかけ等を一層強化する。

*(株)ゼンリンの住宅地図データベース(平成19年1月現在)より4F建以上の集合住宅を抽出

3 中継局整備等の送信側対策

「第9次行動計画を」踏まえ、その取組みを推進していく必要があるが、次の点に留意する。

(1) 中継局等の整備

地上デジタル放送の伝送路については、地上波中継局によることが原則であることから放送事業者が中継局ロードマップを着実に実施するとともに、アナログ放送時のエリア100%カバー達成に向け努力することが重要となっている。一方、アナログ放送終了まで2年半という限られた期間であることを踏まえ、デジタル中継局の整備以外にも従来からのケーブルテレビに加え、ギャップファイラー等、県民受信者の選択肢を

可能な限り多様化・低廉化を図り受信環境整備に必要な時間的余裕をもって、県内すべての受信者にデジタルテレビ放送を送り届ける送信環境整備を完了させることが必要である。

また、いわゆる「新たな難視」対策として、「地デジ難視地区対策計画（仮称）」の平成21年8月までの策定および公表、その後同計画を踏まえた対策の実施により、「新たな難視」とされる地区をできる限り減少させる必要がある。

なお、デジタル混信への対策については、継続的にデジタル混信の発生状況の把握に務め、実際に影響のある地域と世帯の見極めを平成21年8月までに行い、対策を検討する必要がある。

これらの送信対策は福井地上デジタル放送推進協議会と連携して推進する。

(2) ケーブルテレビの普及促進等

辺地共聴施設、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設のデジタル化を促進するため、ケーブルテレビ事業者においても、ケーブルテレビの活用も含め早期のデジタル化対応の取組みに最大限協力する。

また、視聴者が利用しやすい地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるものの、地上デジタル放送への円滑な移行に資することから、同サービスを可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

4 おわりに

福井県連絡調整会議の構成員は、本行動計画に記載された事項について、着実な実施が可能となるように対応すると共に、状況の変化に対応して取り組みの強化が必要な場合は時期を逸すことなく取り組みの見直しを行うこととする。

また、本計画の進捗管理等は、福井県連絡調整会議の構成員の協力のもとに、事務局が行うこととする。

なお、平成21年12月に策定予定の第10次行動計画を踏まえ、平成22年3月には本行動計画を見直すこととする。

Ⅲ 各構成員が取り組むべき事項

各構成員が取り組むべき事項は別紙のとおりとする。

別紙に記載の内容は、基本的には第9次行動計画に記載されている事項であるが、一部についてはより具体的に記載したものである。

<資料編>

- (資料1) 福井県内の高齢者・障害者の説明会・戸別訪問実施計画
- (資料2) 辺地共聴施設デジタル化ロードマップ
- (資料3) 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ
- (資料4) 福井県における地上デジタル中継局スケジュール
- (資料5) 地デジ詐欺事案発生時の情報連絡体制

各構成員が取り組むべき事項(福井県連絡調整会議)

○第9次行動計画に記載のもの
・県版として追記したもの

別紙

項番	項目	総合通信局 テレビ受信者支援センター	放送事業者、CATV事業者	販売店、工事業者等	地方公共団体
1	周知広報等の徹底 その他全般的事項	○幅広い視聴者を対象とした広報の実施、国民運動として展開する ○高齢者だけの世帯を含め、全ての県民に受信形態に対応した正確な情報を提供する ・周知広報用の資料、広報誌等の原稿のひな型提供、掲載記事の作成支援等を行う ・構成員の協力を得て、市町村別のデータを整備し、進捗状況、課題等について関係者の情報共有等を図る	○放送番組による周知広報を2009年は2008年を上回る取り組みを行う ○地デジのメリット、受信方法紹介の番組制作・放送等に取り組む ○説明会への講師派遣、周知広報イベントに取り組む	【共通】 ・各種会合等における周知広報や関係団体等を通じた周知、情報提供を行う 【販売店】 ○購入者への説明等を徹底する ○デジタル110番や各店舗での相談体制を充実させる ○アフターサービスの充実を図る	○広報誌等を通じた周知文書の掲載、総務省作成パンフレット等の配布、消費生活講座・市民講座等で講師を招く場を提供する等で住民への周知を強化する ・説明会、戸別訪問の実施計画に係る情報提供と実施計画を受けての協力を行う(市町) ・各種会合等において関係団体・住民への周知、情報提供を行う ・各団体のホームページに総務省、Dpaのホームページへのリンクを設定する
	①高齢者等に対する町内会・自治会、老人クラブ・福祉施設等での説明会	○支援センターを中心に町内会、自治会、高齢者福祉施設等でのきめ細かな説明会を年間目標値を定めて計画的に開催する(目標値は資料1のとおり)。 ○同様に、高齢者だけの世帯等は戸別訪問等によりサポートする(目標値は資料1のとおり)。	【共通】 ・地デジアドバイザーの体制整備に協力する(募集の周知、候補の紹介等)	【共通】 ・地デジアドバイザーの体制整備に協力する(募集の周知、候補の紹介等)	・実施計画・実施方法の策定に際して必要な情報提供、意見提出等により協力する ・実施計画・実施方法を受けて、具体的な協力を努める ・地デジアドバイザーの体制整備に協力する(募集の周知、候補の紹介等)
	②高齢者等への戸別訪問説明、サポート	・年間計画、市町村毎の実施計画・実施方法を策定する(4月頃) ・実施にあたっては市町村等の関係者と綿密な打合せを行う(4月以降順次) ・本施策の実施に必要な地デジアドバイザーの体制整備(募集、研修等)を行う			
2	悪質商法への対応	○関係省庁が連携して取り組む ○関係機関と連携した取り組みを行う ・関係者への迅速な情報提供、注意喚起を行う(特に事案発生時)	・放送等を通じて悪質商法に対する注意喚起を行う(特に事案発生時)	【共通】 ・各種会合等における周知広報や関係団体等を通じた周知、情報提供を行う	○広報誌等で悪質商法防止の周知広報 ・広報誌、ホームページ、防災行政無線等での注意喚起を行う(特に事案発生時) ・民生委員の通常の活動の中で高齢者等に周知、注意喚起を行うよう要請する
3	共聴施設のデジタル化改修の促進	○受信者、自治体、関係団体からの情報により現状把握を行い、デジタル化を促す	【CATV事業者】 ○共聴施設の現状把握、デジタル化対応の働きかけに最大限協力する		
	①辺地共聴施設(自主共聴)	○個別の共聴施設等に対する周知広報を推進する(②、③共通) ○補助率の拡充(Cランク共聴)を図る ・地方公共団体を通じた周知広報の実施、説明会での周知に取り組む ・改修進捗の把握を行う(ロードマップの改訂等) ・迅速な補助金交付事務の実施に努める	【NHK】 ○NHK共聴は責任を持って取り組む ○自主共聴は受信点調査、改修経費の一部負担等で推進する ・技術支援の迅速な実施に努める 【民放事業者】 ○総務省、NHKと協力し情報提供、相談対応等に取り組む	【工事業者】(共聴施設以外も含む) ○工事の平準化の観点から早期改修の働きかけ(特に共聴施設)を行う ○公正な調査・報告の実施に努める ○相談対応の充実・強化を図る	○国及び放送事業者と連携し可能な限りの対応をする ・実態把握、管理者等への周知徹底、説明会開催、NHK独自支援の周知等に取り組む ・補助希望の照会、申請の取りまとめを行う ・地方公共団体としての支援措置検討・実施に取り組む

	②受信障害対策共聴施設	○管理簿の整備を行う ○支援制度を創設する ・支援制度の具体的説明を関係団体等に行い(21年度初め)、その活用により対策を進める			・広報誌等での周知を行う ・管理者等からの問合せには支援センターを紹介等する
	③集合住宅共聴施設	○管理簿の整備を行う ○関係団体等の協力を得て地域ごとに集中的に周知広報活動を実施する(4月以降)			・広報誌等での周知を行う
4	公共施設等のデジタル化改修の促進	○アクションプランを踏まえた改修計画を着実に実施する			○2010年末完了を目標に現状把握、改修計画の策定、必要な措置を講じる
5	中継局の整備(放送エリアカバー)		○中継局ロードマップに沿った中継局整備を推進する		
6	「新たな難視」等の対策	・地元地方公共団体等との調整に参画し、8月までに対策計画を策定・公表する	○「地デジ難視地区対策計画」を策定し、対象地域をできる限り減少させる ・地元地方公共団体等との調整は4月頃から開始し6月末を完了目途とし、8月までに対策計画を策定・公表する ○個別の対策計画を2009年8月までに作成し具体的対策を進めるとともに、ホワイトリストを作成する		・対策計画案について地元地方公共団体等として調整に参加する
7	デジタル混信の対策	○放送事業者と連携し実態把握のために実地調査し、2008年度までの開局分は2009年夏までに完了させる ・シミュレーション等により判明するものは、精力的に調査等を行う	○支援センターと連携して実地調査し、2008年度までの開局分を2009年夏までに見極め完了する		・対策計画案について地元地方公共団体等として調整に協力する
8	ケーブルテレビの普及促進等	○デジタル化未対応事業者へ働きかける ○交付金等活用を推進する ○適切な営業活動の働きかけを行う ○地デジのみサービスの早期導入を促進する	【CATV事業者】 ○2010年末時点で対応未定の事業者は2008年末までに対応方針の明確化を検討する ○地デジのみ再送信サービス導入を可能な限り早期に提供できるよう取り組む		・各地方自治体の補助制度を活用し、整備を促進する
9	受信機器購入等の支援(NHK受信料全額免除世帯への受信機配布等)	○必要な予算の確保、実施方法を検討する ・今後策定の具体的実施方法についての情報提供及び協力依頼を行う ・実施主体と支援センター等関係者との連携方策の検討を行う	・具体的な実施方法を受けて協力対応する	【共通】 ・具体的な実施方法を受けて協力対応する	・具体的な実施方法を受けて協議・検討する

福井県内の高齢者・障害者の説明会・戸別訪問実施計画

県・市町、市民団体などが開催予定の会合等の情報をもとに、テレビ受信者支援センターが地上デジタル放送に関する説明会や相談会を実施する。

平成 21 年度は、特に高齢者・障害者を重点に説明会および戸別訪問を実施し、地上デジタル放送への移行の働きかけを強化していく。

県内を下記の地域ブロックに分け、6月から1ヶ月単位で集中的に実施していく。

○説明会地域ブロックの確定

* 障害者施設は設置の数（通所は除く）

県内を9ブロック に分割	地域	世帯数	老人 クラブ数	施設数		説明回数 (目標)
				高齢者	障害者	
第1-1ブロック	福井市	93,694	222	63	10	75
第1-2ブロック	福井市					
	永平寺町	6,868	31	6	0	10
第3ブロック	坂井市	28,035	104	20	2	35
	あわら市	9,658	63	11	2	20
第4ブロック	大野市	11,230	70	10	2	25
	勝山市	7,990	51	7	5	20
第5ブロック	鯖江市	20,177	96	10	2	35
	越前町	6,670	53	10	2	20
第6ブロック	越前市	27,916	117	18	3	40
	池田町	1,060	10	3	0	5
	南越前町	3,542	23	6	0	10
第7ブロック	敦賀市	25,742	96	11	1	35

第 8 ブロック	若狭町	4,827	69	5	1	25
	美浜町	3,760	35	1	0	10
第 9 ブロック	小浜市	11,136	79	6	1	25
	おおい町	3,258	22	3	1	5
	高浜町	4,014	40	3	0	10
計 9 ブロック	17 市町	269,577	1,181	193	32	400

○高齢者等への働きかけとサポート（各ブロック 1 か月単位で 9 ヶ月実施、1 ヶ月は予備）
実施スキーム

説明会の開催、福祉施設等への訪問説明の実施、高齢者世帯等への戸別訪問の実施

業務委託

地デジアドバイザー（電気店、メーカーサポート部門等に委託・9 名～10 名）
・地デジアドバイザーの育成とサポート体制の充実（共同受信施設等の説明訪問者も含む）

説明会（30 分～1 時間）

説明会と戸別訪問の説明

自治会・町内会等・福祉施設等

- ・自治会（区会、町内会）の会合
- ・公民館主催の市民講座
- ・デイサービスなどでの会合
- ・消費生活セミナー

高齢者（65 歳以上）・障害者

- ・老人クラブ主催の高齢者学級
- ・社会福祉協議会主催の行事
- ・各種支援団体、民生委員やケアマネージャー等の研修会

（自治会数：3 8 7 9 障害者施設数：3 2 老人福祉施設数：1 9 3）

○実施スケジュール（実施ブロック順序は、自治体と調整のうえ決定）

事前周知等（6 月から実施する場合のイメージ）

3 月・4 月 配送計画の調整と内容物の確認、団体会合等での事前説明

5 月・6 月 印刷、封入、配送

5 月～ 自治体広報誌、町内会回覧版等での告知

説明会（6 月から実施する場合のイメージ）

3 月・4 月 自治体が関与する団体・施設での日程調整と要員確保

5 月・6 月 電話・HP による問い合わせ対応、文書・FAX での受付

6月～	説明会実施
-----	-------

戸別訪問（6月から実施する場合のイメージ）、主に説明会出向時に訪問

3月・4月	戸別訪問の要員確保、特に民生委員やケアマネージャー等との連携
-------	--------------------------------

5月・6月	FAX、HP、郵送による戸別訪問の受付
-------	---------------------

5月～	放送、ケーブルテレビによる周知広報
-----	-------------------

家電流通業界、工事業界、経済団体、住宅管理・不動産業界での周知広報

以降、同様に実施月の3ヶ月前から事前周知を図り、説明会・戸別訪問を順次実施していくが、該当自治体や各種団体等との調整により、集中期間以外にも効果的な活動を必要に応じて実施していく。

○目標

平成21年度は、説明会400回/年 戸別訪問5千世帯/年を目標とする。

*説明会は各ブロック老人クラブを網羅するだけでも1000件以上に上ることになるため、平成22年度も継続した活動が必要である。

辺地共聴施設デジタル化ロードマップ

都道府県	市区町村	施設数 H21.2	デジタル化 対応済 (施設数) H21.2	デジタル化 進捗率 (%)	デジタル化計画								その他 (直接受信 へ移行予 定など) (施設数)	未定又は 未把握 (施設数)	
					施設デジタル化改修時期(施設数)				施設ケーブルテレビ編入時期(施設数)						
					20年度	21年度	22年度	検討中	20年度	21年度	22年度	検討中			
福井県	福井市	32	14	43.8%	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	15
福井県	敦賀市	2	2	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	小浜市	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
福井県	大野市	5	2	40.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
福井県	勝山市	9	3	33.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
福井県	鯖江市	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井県	あわら市	3	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
福井県	越前市	3	1	33.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
福井県	坂井市	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	吉田郡 永平寺町	3	1	33.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
福井県	今立郡 池田町	9	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
福井県	南条郡 南越前町	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	丹生郡 越前町	6	1	16.7%	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
福井県	三方郡 美浜町	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
福井県	大飯郡 高浜町	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	おおい町	1	0	0.0%	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
福井県	三方上中郡 若狭町	5	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		83	24	28.9%	1	0	0	0	1	9	5	4	6	33	

受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態		
	集合住宅共聴施設	受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設
世帯数	13, 201世帯	7, 968世帯 (うちD化対応済: 3, 457世帯)	2, 802世帯 (うちD化対応済: 442世帯)
施設数	1, 433棟	(212施設) (うちD化対応済: 62施設)	(83施設) (うちD化対応済: 24施設)
施設のデジタル化	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合があり、改修の際には、改修工事の他、各共聴施設毎に下欄のような対応等が必要になる。 また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。		
	分譲集合住宅の場合には、住民管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	改修方法の決定(デジタル化改修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。 既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。
周知・働きかけ	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpaのパンフレット、地方公共団体の広報誌、Dpaの「地デジキャラバン」等を通じて周知。		
	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	NHK共聴は、NHKが地元共聴組合に対し周知。 自主共聴は、国が地方公共団体等と連携して施設設置者等に対し周知。
費用負担の基本的考え方	集合住宅の建物内改修は所有者負担。	受信障害が解消した場合は、左記「戸建て住宅」又は「集合住宅」と同じ。 受信障害が解消されない場合の共聴施設改修の費用負担は、原因物所有者と視聴者の間で協議(その際の基本的考え方を総務省が提示(2006年11月))。	NHK共聴は、NHKと視聴者等で費用負担。 自主共聴は、施設の設置管理者(自治体又は共聴組合)負担。視聴者負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。
目標	2010年3月までに、対応率85%	2010年3月までに、対応率50%	2010年3月までに、対応率64%

(注1) 各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。

(注2) 都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。

平成20年12月UP版
福井県

12月19日公表版

平成20年3月公表版からの変更箇所は朱書きで表示。また、青文字の局所は、メディア間で相違があるもの。

- (*1) 放送対象地域内の放送事業者が検討対象とする全局所/地区を記載。
地区名は共聴施設またはケーブル等でカバーする地区名を示す。
- (*2) 「親」:親局、「大」:大規模中継局、「重」:重要中継局、「小」:小規模中継局。
- (*3) 「置局」: 開設時期欄に記載の時期に開設。
「置局*」: 先行する中継局のカバー状況により設置を判断。
「ケーブル」: ケーブル等の代替措置とするもの。
「共/ケ(複)」: ひとつの地区において共同中継局と共聴新設など、複数の措置があるもの。
「非該当」: 現行アナログ放送エリア外など、今回の検討対象外であるもの。
なお、広域圏では親局カバーエリアの違いから県域事業者単独局が存在する。
「△」: 自力建設困難としたところ。
- (*4) 西暦年表記。

※既存のアナログ中継局があつて、本デジタル中継局リストに記載のない中継局については、他のデジタル中継局または既設共聴(改修)で全てカバーされるものである。(なお、「置局なし」は、中継局の設置検討の結果、他の中継局または既設共聴(改修)で全てカバーされるものである。)

管理番号	都道府県	局名/地区名 (*1)	局所規模 (*2)	NHK福井		福井放送		福井テレビ	
				デジタル置局 (*3)	開設時期 (*4)	デジタル置局 (*3)	開設時期 (*4)	デジタル置局 (*3)	開設時期 (*4)
1	福井	福井(足羽山)	親	置局	2006	置局	2006	置局	2006
2	福井	大野	大	置局	2007	置局	2007	置局	2007
3	福井	敦賀	大	置局	2007	置局	2007	置局	2007
4	福井	小浜	大	置局	2007	置局	2007	置局	2007
5	福井	勝山	大	置局	2007	置局	2007	置局	2007
6	福井	美浜	大	置局	2008	置局	2008	置局	2008
7	福井	鯖江河和田	小	置局	2008	置局	2008	置局	2008
8	福井	上中	大	置局	2008	置局	2008	置局	2008
9	福井	三国	重	置局	2008	置局	2008	置局	2008
10	福井	武生南	小	置局	2008	置局	2008	置局	2008
11	福井	高浜	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
12	福井	越前	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
13	福井	下宇坂	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
14	福井	福井池田	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
15	福井	今庄	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
16	福井	福井川西	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
17	福井	福井国見	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
18	福井	越廼	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
19	福井	上宇坂	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
20	福井	羽生	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
21	福井	武生新宮	小	置局	2009	置局	2009	置局	2009
22	福井	南条		ケーブル	2010	ケーブル	2010	非該当	
23	福井	小浜口名田		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
24	福井	小浜中名田		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
25	福井	名田庄		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
26	福井	越前宮崎		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
27	福井	織田		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
28	福井	東美浜		共/ケ(複)	2010	ケーブル	2007	ケーブル	2007
29	福井	鯖江北		共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010
30	福井	敦賀疋田		共/ケ(複)	2010	ケーブル	2007	ケーブル	2007
31	福井	大野阪谷	小	置局	2010	置局	2010	置局	2010
32	福井	三国北		共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010
33	福井	勝山平泉寺		共/ケ(複)	2010	非該当		非該当	
34	福井	芦原浜坂		共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010	共/ケ(複)	2010
35	福井	永平寺		共/ケ(複)	2010	置局不要		置局不要	

